

平成29年度

【「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱

別表1(第2条関係6、7、8※下記3事業)における募集要項】

(外国人観光客受け入れ環境整備事業費に関する補助金)

(1)消費税免税事業者開設準備事業(別表1の6)

(2)多言語化整備事業(別表1の7)

(3)Wi-Fi環境整備事業(別表1の8)

【募集期間】

平成29年5月8日(月)～ ※予算が無くなり次第終了
(問い合わせ先)

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課アジア誘客係

住所：〒500-8570

：岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8360

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日(祝日を除く)

平成29年4月

(岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課)

〔目次〕

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助対象事業	3
4. 補助事業期間	4
5. 事業のスキーム	4
6. 補助対象経費	4
7. 補助率等	5
8. 応募手続き	6
9. 補助対象事業の審査	7
10. 審査結果の通知	8
11. 事業実施における留意事項	8
12. 問い合わせ先	9

1. 事業の目的

岐阜県を訪れる外国人旅行者受入のための事業者の環境整備を支援し、更なる外国人旅行者誘致を図ることを目的として、消費税免税事業者開設準備事業は、県内事業者が消費税免税店を開設する経費の一部を、多言語化整備事業、Wi-Fi 環境整備事業は、県内の宿泊事業者、知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者が、多言語化、無料公衆無線 LAN 環境を整備する経費の一部を補助いたします。

2. 補助対象事業者

※補助対象者は、補助対象事業を自らの費用負担で実施するものとする

- (1) 消費税免税店開設準備事業 県内事業者
- (2) 多言語化整備事業：県内宿泊施設事業者（注1）及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注2）
- (3) Wi-Fi 環境整備事業：県内宿泊施設事業者（注1）及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注2）

(注1) 宿泊施設事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

(注2) 知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者

- (1)施設自体に観光集客力のある施設又は観光資源として広く理解が得られる施設(例：遊園地、水族館、博物館、テーマパーク、ロープウェイ、遊覧船等)運営事業者
- (2)自然、文化体験プログラム運営事業者、(3)消費税免税店許可（許可申請中含む）事業者、
- (4)県内ローカル鉄道事業者（養老鉄道、明知鉄道、長良川鉄道、樽見鉄道）(5)観光案内を行う拠点を運営する者

3. 補助対象事業

- (1) 消費税免税店開設準備事業（※最終的な実績報告書提出までに許可を得る必要あり）
消費税免税店（一般型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業
免税手続き一括カウンター(承認免税手続き事業者)及び消費税免税店（手続委託型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業
- (2) 多言語化整備事業
宿泊施設等の施設案内、提供サービスに関する表記を、外国人用に新規作成、改修する事業（外国語案内表示、多言語 HP、多言語パンフレット制作等の整備）

※外国語案内表示に関しては、単に施設名を表示する屋外看板は除く。

※パンフレットに関しては、翻訳経費のみを対象とする。

(3) Wi-Fi 環境整備事業

宿泊施設等において、無線 LAN 利用が可能な端末 (PC/タブレット/スマートフォン等) が全て接続でき、かつ無料で利用できる無線 LAN 機器を設置する事業

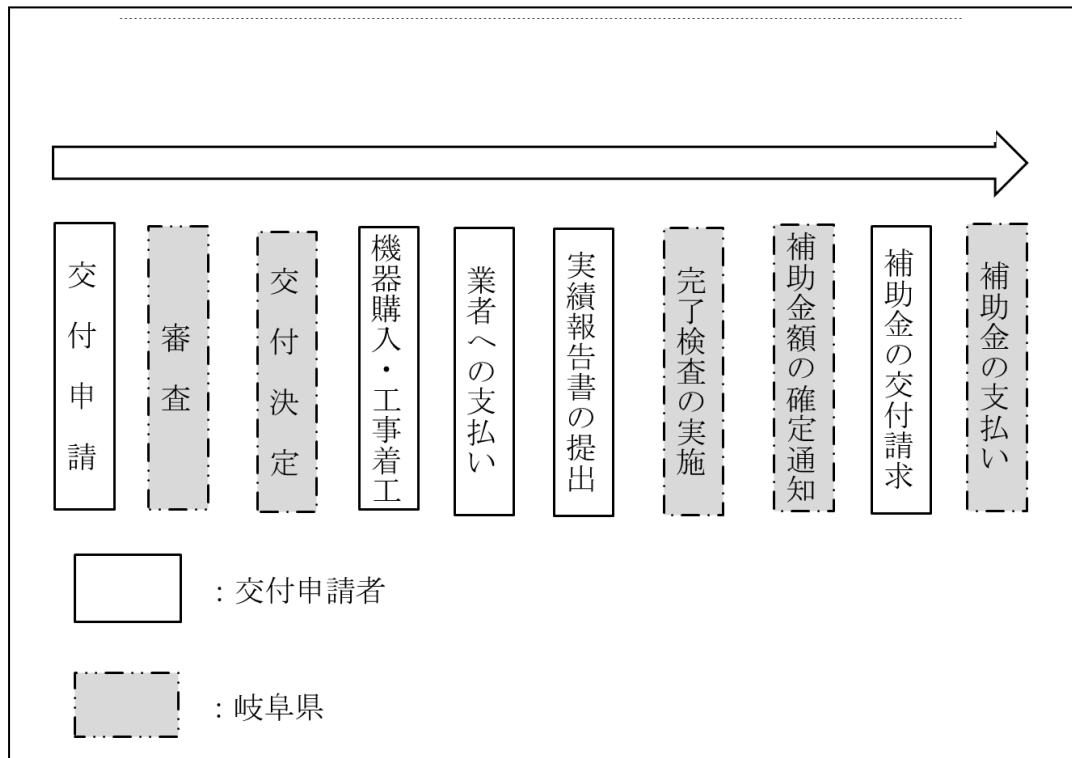
※施設の従業員のみが使用する場所への設置は、補助対象外

4. 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長で、原則平成30年2月末日までとなります。上記実施期限までの間で、下記のとおり実施事業内容および経費内容を取り纏め、提出しなければなりません。

- ・実績報告書提出期限：事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した日から30日を経過した日又は平成30年3月27日のいずれか早い日まで提出いただいた資料に基づき、順次精算手続きに入ります。

5. 事業のスキーム



6. 補助対象経費

補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

(1) 補助対象経費

(1) 消費税免税店開設準備事業
<ul style="list-style-type: none">・免税手続き用パスポートリーダー、クレジットカード決済機器等備品購入費・免税店であることを表示するのぼり、ステッカー等作成費・専用包装袋等、免税手続きに必要な消耗品購入費・その他知事が必要と認める経費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none">・リース及びレンタルに係る経費、許可申請手数料、消費税及び地方消費税相当額等
(2) 多言語化整備事業
<ul style="list-style-type: none">・外国語ホームページ開設経費・外国語案内表示作成費・外国語施設・プログラムパンフレットの翻訳費・その他知事が必要と認める経費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none">・既設表示等の廃棄費、単に施設名を表示する屋外看板、翻訳費以外にかかるパンフレット作成費、消費税及び地方消費税相当額等
(3) Wi-Fi 環境整備事業
<ul style="list-style-type: none">・機器購入費：無線 LAN（親機）機器、無線 LAN（子機）機器購入費・設置工事費：電源設置工事費、配線工事費、電気工事費その他無線 LAN 環境整備に知事が必要と認める工事費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none">・リース及びレンタルに係る経費、既整備の無線 LAN 機器等の廃棄費、無線 LAN 機器の維持管理費、電波調査経費、消費税及び地方消費税相当額等

(2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払は、補助事業完了後の精算払いとします。
- イ 補助金の交付対象となる経費は、原則として、支払い対象となる行為から支払いまでが、交付決定日から翌年の2月末日までに終了するものに限り（交付決定前に機器購入、工事着工したものは、補助対象外となります）。
- ウ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません（補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。）
- エ 経理の算出方法において、対象経費の総合計に1/2（消費税免税事業者開設準備事業については2/3）をかけ、千円以下の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を補助対象経費として計上してください。
- オ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

7. 補助率等

補助対象経費の1/2（消費税免税事業者開設準備事業については2/3）以内であって、以下のとおりとなります。

補助対象事業		補助金の額
(1) 消費税 免税店 開設準 備事業	消費税免税店（一般型輸出物品販売場） 開設に必要な環境整備事業	補助対象経費の3分の2以内の額。 ただし、交付限度額は、130千円と する。
	免税手続き一括カウンター（承認免 税手続き事業者）及び消費税免税店（手 続委託型輸出物品販売場）開設に必要な 環境整備事業	補助対象経費の3分の2以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円と する。
(2) 多言語 化整備 事業	施設内案内表示・パンフレット制作、 ホームページ開設等に関し、新規制作、 または改修する事業	補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円と する。
(3) Wi-Fi 環境整 備事業	宿泊施設等における無料 LAN 利用が 可能な端末(PC/タブレット/スマートフ ォン等)が全て接続でき、かつ無料で利 用できる無線 LAN 機器を設置する事業	当該事業に要する経費の2分の1 以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円と する。

8. 応募手続き

(1) 応募受付期間

公募期間：平成29年5月8日（月）～ ※予算が無くなり次第終了

(2) 提出先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課

(3) 提出書類

(1)～(3) 事業とも共通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（別記第3号様式） ・ 口座振込依頼書兼債権者登録票※既に県へ登録済み、登録内容に変更が無い場合は不要
(1) 消費税免税店開設準備事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（別記第2号の6様式） ・ 登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの ・ 補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等） ・ 設置場所の図面（備品・のぼりの場合） ・ 県税の納税証明書 ・ その他知事が必要と定める書類

(2) 多言語化整備事業

- ・事業計画書（別記第2号の7様式※宿泊施設者用様式、観光集客施設等用様式を選択）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等）
- ・外国語表記物の位置・大きさを示した図面
- ・県税の納税証明書
- ・その他知事が必要と定める書類

(3) Wi-Fi 環境整備事業

- ・事業計画書（別記第2号の8様式※宿泊施設用様式、観光集客施設等用様式を選択）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等）
- ・アクセスポイントの位置を示した図面及び写真
- ・県税の納税証明書
- ・その他知事が必要と定める書類

【注意事項】

- ア 見積書は、一件の支払額が10万円を超える場合は、二者以上からの見積書が必要となります。
- イ 郵送する際は、簡易書留、特定記録などを利用し、配達されたことが確認できる方法によってお送りください。直接持ち込みにつきましては、業務時間内に限ります。
- ウ 提出の際は、封筒に入れ、表面に【「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金〇〇（※申請補助金名）事業応募書類在中】と朱書きしてください。
- エ 事業計画書の記入漏れや添付書類のもれ等の不備があった場合は、審査内容に影響しますので、もれのないよう、提出前に再度ご確認ください。
- オ 提出された応募書類および添付資料は返却いたしません。
- カ 応募書類作成、送付等に係る費用は、応募者の自己負担となります。

9. 補助対象事業の審査

(1) 書面審査

- ①書類の不足、記入漏れ等の不備が無いかを審査します。
- ②応募案件については、事業計画書等の提出された書類を基に、以下の事項等を総合的に勘案し、交付の決定を審査することとします。

ア 消費税免税店許可申請事業者、許可取得済み事業者（※重点項目）

イ 外国人受入対応の現況

ウ 事業内容

（注）審査の結果(不採択の理由等)に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

10. 審査結果の通知

審査結果については、決定後、交付申請者全員に対して速やかに採択・不採択の結果を交付申請者に通知します。

11. 事業実施における留意事項

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- （1）補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- （2）補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- （3）補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- （4）補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- （5）県が実施する施策の一環として、企業名等の公表を行なう場合があります。
- （6）補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- （7）同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- （8）補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- （9）補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- （10）補助事業者は、補助対象事業により整備した取得し又は効用が増加した財産に、

県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。(表示に要する経費も対象経費となります)

- (11) 交付決定後に、補助対象事業に係る事業費総額の20パーセントを超える経費の配分の変更があるときは、あらかじめ変更等承認申請書の提出が必要になります。
- (12) その他、『「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱』等に定める内容についてご確認ください。

12. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。
ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課アジア誘客係

電話 058-272-8360

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

FAX 058-278-2674

メール c11336@pref.gifu.lg.jp